

3-2-2 所得税の基礎② 太陽光発電事業の所得区分について

Q 太陽光発電事業の所得区分は、どの区分になりますか？

A 所得の区分に応じ、事業所得、不動産所得、雑所得のいずれかに該当します。

(I)

解説

1. 事業所得となる場合

少し古い話ですが、資源エネルギー庁のホームページ「グリーン投資減税」には、次のような解説が掲げられていました。

『例えば、電気主任技術者の選任を行っている場合（出力量 50KW 以上の場合）は、一般的に事業所得になると考えられます。

尚、出力量 50KW 未満の場合であっても、次のような一定の管理を行っているときなどは、一般的に事業所得になると考えられます。

- ①土地の上に設備を設置した場合で、当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき
- ②土地の上に設備を設置した場合で、当該設備の周囲の除草や当該設備に係る除雪等を行っているとき
- ③建物の上に設備を設置した場合で、当該設備に係る除雪等を行っているとき
- ④賃借した建物や土地の上に設備を設置したとき
など

（注）自己の建物の上に設備を設置した場合で、特段の管理を行っていないときは、雑所得になります。』

上記は、必ずしも税務署に通用する理論ではないかもしれませんが、野立て低圧の太陽光発電事業は、1,000 万円超の総資産となるような投資規模の事業であり、他の所得区分に該当しない雑多な所得としての雑所得としての申告を強いられるような規模とは考えられません。それなりに管理の手数と費用を要し、事業リスクもあります。野立てのものは、事業所得としての申告をすべきものと考えられ、事業所得としての申告を強くお勧めします。

2. 不動産所得となる場合

例えば、賃貸アパートの屋上に太陽光発電設備を設置し、これにより発電した電力をその賃貸アパートの共用部分で使用し、その余剰電力を固定価格買取制度に基づき電力会社に売却している場合の余剰電力の売却収入は、不動産所得となります。

賃貸アパートの共用部分で使用する電気料金は、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されるものです。一方、照会の太陽光発電設備により発電された電力は、賃貸アパート

の共用部分に使用されるため、太陽光発電設備を設置することにより共用部分の電気料金は減少し、その分不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される金額も減少することになります。

このように、太陽光発電設備による発電が不動産所得の金額について増減させるものであることを踏まえると、その余剰電力の売却収入も不動産所得に係る収入金額に算入し、その所得金額を計算するのが相当と解されます。

詳細は、国税庁質疑応答「賃貸アパートに設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/46.htm>) をご覧ください。

3. 雑所得となる場合

例えば、給与所得者である個人が、自宅に太陽光発電設備を設置し、いわゆる太陽光発電による固定価格買取制度に基づきその余剰電力を電力会社に売却している場合、余剰電力の売却収入に係る所得区分は雑所得に該当します。

余剰電力の売却収入については、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には事業所得に該当すると考えられますが、給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得に該当します。

詳細は、国税庁質疑応答「自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/44.htm>) をご覧ください。